

令和7年度

定期監査結果報告書

須崎市監査委員

須崎市監査委員告示第3号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、令和7年度 定期監査を実施したので、
同条第9項の規定により、その結果を公表する。

令和8年3月25日

須崎市監査委員 畠中健治

須崎市監査委員 山本啓介

1. 監査の期間

第1期：令和7年10月9日から令和7年11月12日まで

第2期：令和8年1月13日から令和8年1月28日まで

2. 監査を執行した委員

畠中健治

山本啓介

3. 監査の対象および監査実施日

監査実施日	監査対象	監査基準日
第1期	10月9日	令和7年 9月30日
	10月10日	
	11月5日	
	11月6日	
	11月11日	
	11月12日	
第2期	1月13日	令和7年 12月31日
	1月14日	
	1月15日	
	1月19日	
	1月27日	
	1月28日	

4. 監査の方法

監査を実施するにあたっては、各課等より提出された定期監査資料および関係書類等について照合通査を行うとともに、各所属長等により所管事務事業等の説明を受けて、関係職員に対して質疑を行う中で監査を実施した。

5. 監査の主眼

前回の監査基準日から今回の監査基準日まで、おおむね1年間の監査対象期間（令和6年度～令和7年度にわたる）について、財務に関する事務、経営に係る事業の管理および、その他の事務の執行が適正、合理的かつ効率的に行われているか、補助金等に係る一連の事務および財産管理、契約、検査事務が適正に行われているかなどを主眼として監査した。

6. 監査の結果

監査の結果はおおむね良好と認められ、前年度までに指摘事項等とされた項目についても、おおむね改善の措置がされていた。

なお、監査執行時において公表にまでは至らない軽微な事項については、各所管課に対して監査委員より口頭で改善を指導した。

全般的共通事項

1. 契約書に貼り付けする印紙について

契約書に印紙が貼り付けられていない、又は、貼り付けられた印紙の金額間違いが見受けられた。印紙が必要かどうか、金額は正しいかどうかを今一度確認し、処理するようにされたい。

2. 他団体から提出される書類について

(1) 他団体から提出される書類について見積に対する実績報告がないものが見受けられた。受付時に注意して確認すべきである。

(2) 事業計画の予算案を前年度予算額そのままを記載しているものが見受けられた。決算額を加味した予算案をたてるべきである。

3. 復命書の作成について

復命書が作成されていないものがあつた。作成抜かりがないよう気を付けられたい。

4. 備品台帳等の整理について

備品台帳、公印台帳への押印抜かりが見受けられた。正確な台帳整理を心掛ること。

5. その他

定期監査を通じて生じた事務改善点および疑問点について、総務課定期監査時に協議を行った。一部については検討・改善を要請した。